



平成30年8月31日
株式会社 中国銀行

災害時優先燃料供給契約の締結について

当行では、危機管理態勢の高度化のため、災害時優先燃料供給契約を締結しますので、お知らせいたします。

1. 災害時優先燃料供給契約とは

大規模災害が発生した際には、物流の断絶等により、燃料調達が困難な状況が発生する傾向があり、今後発生が予測されている南海トラフ地震等の大規模地震の際も、同様の状況になる可能性が高いと予想されています。

災害時優先燃料供給契約では、災害時に燃料供給を希望する拠点・希望する供給量等を、あらかじめ明記した契約を締結します。契約者（当行）は契約料金を支払い、供給者は、それに対応した準備（備蓄等）をします。

災害時にはこの契約内容を実行することで、優先的に燃料供給を受けることができます。

2. 目的

自家発電用燃料の災害時安定調達のため。

3. 契約の明細

燃料の種類	供給量	契約日
A重油	25,000	平成30年9月1日

4. 供給者の概要

法人名：横山石油株式会社

代表取締役 横山 圭介

所在地：岡山県岡山市北区京橋町12番8号

連絡先：086-223-8231

以 上